入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年5月17日

支出負担行為担当官

北陸農政局長　髙嶺　　彰

◎調達機関番号　018　◎所在地番号　17

○第１号

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　九頭竜川下流農業水利事業　高椋新江１号用水路下久米田工区建設工事

⑶　工事場所　福井県坂井市丸岡町下久米田地内他

⑷　工事内容　本工事は、国営九頭竜川下流農業水利事業計画に基づき、かんがい用水を供給するための管水路を造成するものである。

施工延長　Ｌ＝1,563m　シールド工　Ｌ＝1,514ｍ　泥土圧式シールド（外径φ2,880㎜）Ｌ＝1,514m　トンネル構造　一次覆工　鋼製セグメント　外径φ2,750㎜　内径φ2,544㎜　二次覆工　ＦＲＰＭ管（４種薄肉管）φ2,200㎜　Ｌ＝1,505m　鋼管（ＳＴＷ490）φ2,200㎜　Ｌ＝９ｍ　接続工　鋼管（ＳＴＷ490）φ2,200㎜　Ｌ＝28m　ＦＲＰＭ管　内圧５種　φ2,200㎜　Ｌ＝11m　ＦＲＰＭ管　内圧５種　φ2,000㎜　Ｌ＝９ｍ

⑸　工期　平成27年３月12日まで

⑹　使用する主要な資機材

ＦＲＰＭ管（４種薄肉管）φ2,200㎜　Ｌ＝1,505m　ＦＲＰＭ管　内圧５種　φ2,200㎜　Ｌ＝11ｍ　ＦＲＰＭ管　内圧５種　φ2,000㎜　Ｌ＝９ｍ　鋼管（ＳＴＷ490）φ2,200㎜　Ｌ＝55m　鋼製セグメント　外径φ2,750㎜　内径φ2,544㎜　Ｌ＝1,514m　泥土圧式シールド掘進機　掘削外径φ2,880㎜　１式　門型クレーン10ｔ　１式

⑺　本工事は、下記内容の対象工事である。

①　入札時に技術資料を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ方式（標準Ａ－Ｉ型総合評価落札方式）の工事である。

②　品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の工事である。

③　品質・安全等が確保されないおそれがある極端な低価格での調達を見込んでいないかなどを厳格に調査する特別重点調査の試行工事である。

④　北陸農政局が定める「低入札価格調査対象工事に係る対策について（平成18年７月12日付け北陸農政局整備部長名）」に基づき実施する低入札価格調査対象工事に対する試行工事である。

⑤　契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の工事である。ただし、入札時ＶＥの提案範囲は対象としない。

⑻　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

⑼　本工事は、入札説明書の交付、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出、受領に係わる確認及び入札について原則として電子入札システム（以下「電子入札方式」という。）により行う対象工事である。ただし、電子入札方式によりがたい者であって、紙入札方式（持参又は郵送）の承諾に関する承諾願を提出し承諾を得た者は紙入札方式に変えることができる。

２　競争参加資格

次に掲げる⑴から⑾の全ての条件を満たしている者、若しくは条件を満たしている二者又は三者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、共同企業体にあっては北陸農政局長から共同企業体として資格認定を受けた者であること。

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予決令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　北陸農政局における対象工事種別に係る平成23・24年度一般競争（指名競争）参加資格を付与されている有資格者のうち、土木一式工事の認定を受けている者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸農政局長が別に定める手続に基づいて一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑶の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　北陸農政局における「土木一式工事」に係る平成23・24年度一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,250点以上であること。ただし、共同企業体の代表者以外の構成員は、客観点数が1,150点以上であること。上記⑶の再認定を受けた者にあっては、当該再認定後の客観点数が要件を満たしていること。

⑹　施工実績

①　単体の場合は、次に示すア及びイの同種工事の施工実績を有すること。なお、アとイの工事は別工事でも可とする。

また、特定建設共同企業体の場合は、単体の場合に準ずるが、代表者と構成員それぞれの施工実績でも可とする。

ア　平成９年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、一次覆工のセグメント内径1,800㎜以上かつ施工延長1,500m以上の「泥土圧式による密閉型シールドトンネル工事」

イ　平成９年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、呼び径1,100㎜以上のＦＲＰＭ管かつ施工延長100m以上の「管水路工事」又は「推進工事」

②　共同企業体としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

なお、当該実績が各地方農政局の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定表の評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成９年度以降に上記⑹に掲げる工事の施工経験を有する者であること。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（平成16年２月29日以前に交付された監理技術者資格者証を有する者は、監理技術者講習修了証を有する者とみなす。）を有する者であること。

なお、共同企業体の配置すべき技術者は、構成員の１社以上が監理技術者、その他の構成員は主任技術者とする。

また、当該経験が各地方農政局の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、工事成績評定表の評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

④　平成24年８月13日以降に工事現場への専任が可能である者であること。

⑻　入札説明書に示す技術提案の評価が不適切でないこと。

⑼　申請書及び資料の提出期限の日から開札時までの期間に、北陸農政局長から「北陸農政局工事請負契約指名停止等措置要領」（以下「指名停止等措置要領」という。）に基づく指名停止等を受けている期間中でないこと。

⑽　上記１の⑵に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。